# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 2 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 支給認定証の任意交付 | 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を，保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。 | 子ども・子育て支援新制度における支給認定証は，現在，すべての申請者（保護者）に交付している。しかし，現場において，保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば，幼稚園を利用する1号認定児は，ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており，支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また，2号・3号認定児も，保護者と事業者の関係が密であるために，実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど，支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。<br>また，子ども・子育て支援法第23条の規定により，支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収，交付等が必要である。支給認定の変更の際，保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが，その使用頻度の少なさから，保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。<br>更に，支給認定の変更の際には，自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい，変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局，追認後に交付となり，ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。<br>ついては，支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。 | 支給認定証が任意交付となれば，保管義務または認定区分変更の際に返還義務のある保護者，取りまとめを行う幼稚園等，発行する自治体の事務が大幅に簡素化できるため，三者の負担軽減や経費の削減に繋がるものと考える。 | 子ども・子育て支援法第20条<br>子ども・子育て支援法施行規則第2条，第5条，第6条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 倉敷市 | | 石狩市、秋田県、鶴岡市、茂原市、青梅市、三条市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、豊田市、尾張旭市、八尾市、伊丹市、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八女市、大分市 | ○提案市と同様の事例が発生しているのと同時に、同じ保育所等に入所していても3号から2号への変更は毎月発生し、誕生月に毎月50～60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているので、支給認定証の必要性は極めて低い。<br>○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを煩雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行う仕組みを前提にすれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。<br>○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するシーンはほぼ皆無と考えられ、事務量軽減のための何らかの対策が必要と考える。<br>○支給認定証の意味を保護者が十分理解されていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を送付すると、そのことに対する問い合わせがあり説明を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式にしているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を送付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。<br>○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。ついては、事務軽減を図るうえでも保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。<br>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。<br>○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更あたっての返還が滞る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考える。<br>○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度掲示する必要がないので、保護者と事業所（保育所等）と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を交付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるので、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改善したほうがよい。<br>○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により（市外転居の場合は認定証が無効となるため）退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。<br>○施設利用の相談や申請受け付け時には、まず制度や施設利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはあまりありませんが紛失しないでください。ただ紛失しても実害は無いです」と説明することになり、結果的に保護者とともに「意味がない」ことを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。ついては、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。<br>○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのみで、それ以外は必要としていない。返却依頼時に紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いとしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者もいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。<br>○提案市と同様の支障あり。産前・産後から育児休暇への変更の場合等、遡及して処理する場合が多い。<br>○・事務が煩雑・保護者が書類の内容についてとまどいがある。<br>○使用頻度の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。<br>○支給認定証を保護者が実際に使用する機会は非常に少ない。3号から2号へ変わったり、要件が変わるたびに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担（認定証の印刷や郵送料）が大きい。<br>○保護者において、支給認定証を使用して手続きを行うことは、ほぼないに等しい。しかし、保育必要事由、保育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改正するよう要望する。<br>○子ども・子育て支援法第23条の規定により，支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収，交付等が必要である。支給認定の変更の際，保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが，保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の先生方が理解しているわけではないので、複数にわたって保護者へ提出を案内をしなければならないなど現場も負担が増している。<br>○支給認定証の返還については，実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く，返還させることに必要性がないと感じている。<br>○・本県においては、提案市同様、支給認定証の使用機会の少なさから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少ないといった実態がある（各市町村より）。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事案であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。<br>○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が薄く、2・3号認定児について支給認定に関する変更があった場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を勧奨する場合がほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めるが、使用頻度の少なさから，保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中0件であった。子育て世帯の母親はパート等非正規労働者も多く、求職→就労→出産により退職→求職→職業訓練→求職→就労…と頻繁に状況が変わる保護者もおり、変更後の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。瑞穂市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が延べ750件に上っており、保護者、事業所、自治体の3者にとって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業所の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考える。<br>○当市も提案市と同様の事例があり、事務が煩雑になっている。支給認定証、入園決定通知書、保育料決定通知書の3通を保護者に送付しているが、後者の2つがあれば事は足り、支給認定証は不要ではないかと疑問に感じることもある。 | 子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。<br>支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。<br>また、支障事例に示されている事例のうち、3号認定から2号認定への変更については、支給認定有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能とするなど、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。<br>加えて、今回の提案を踏まえ更なる事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認めることを明確化し、その旨FAQ等によりお示ししていくこととしたい。 |

| 各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第２次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 現在の保育サービス利用については，介護保険制度のようにデイサービスやショートステイなど，複数のサービス・事業所を組み合わせて利用する形態にはなっておらず，事業所への入所調整は市町村が行い，保護者と事業者との間では個別に利用内容等を双方で確認しているため，認定証の必要性は感じられない。<br>実際に保育所等を利用する際には，事業所と保護者との間で調整（確認）がなされていることから，保護者の就労状況，登・退園時刻等について把握ができており，認定証がなくても支障が出ていない。<br>また，保育の必要量の変更などにより，変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ，新たな支給認定証を交付することとしているが，大半の保護者は紛失等で返還されていないのがほとんどである。<br>よって，自治体，事業者，保護者の三者ともに，支給認定証の必要性を感じていないため，交付そのものが法律上の規定であるために，認定証を廃止することは困難であるならば，各自治体の運用上，任意交付とすることで三者の事務軽減が図られるものとして提案するものである。<br>なお，「認定証を交付することで，不正受給が防げる」とのことだが，利用者の状況を把握している事業所側で概ね就労状況等が確認できるため，変更等を確認した際には，事業所が保護者に対し，届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。 | － | － | － | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 | | |

# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 12 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化 | 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第20条第3項に規定する保育必要量の区分（保育標準時間，保育短時間）を廃止し，保育の利用は，保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて，法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。 | 子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では，保護者の求職，就労，転職，出産及び育休などの家庭状況等の変動により，支給認定変更手続が必要となり，また保育を必要とする事由により，保育必要量（保育標準時間，保育短時間）が変動し，利用者負担額（保育料）も連動して変更となる。<br>子育て世帯は家庭状況等の変動が多く，高知市では支給認定子ども約11,000人に対し，平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており，保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり，新たな負担となっている。 | 保育必要量の区分と支給認定証を廃止することにより，保護者においては書類作成，提出及び支給認定証の返還等，施設においては保育時間の管理や保育料変動への対応及び施設経由の書類のやり取り等が減少し，保護者，保育士ともに子どもに向き合う時間が増加し，児童の処遇が向上する。 | 子ども・子育て支援法第19条～第26条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 高知市 | 別紙あり | 秋田県、西郷村、茂原市、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、豊田市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇部市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、八女市、筑紫野市、大分市 | ○変更手続きなど事務がとても煩雑で、職員の事務処理や申請者の手続きに要する時間が増大している。また、保育園に空きがなく待機となった場合、支給認定証を利用開始の通知と混同する申請者も多く、不満を増幅させる事例もある。申請者が実際に保育サービスを開始できるようになってからの支給決定でよいかと思われ、支給認定証の交付が事務に支障をきたしている。<br>○保育標準時間と保育短時間の認定にあたり、業務に費やす事務量が、事務方と現場保育士に大きく影響しており、他の業務に対して支障を来たしている。<br>○当市においても、標準⇔短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者については、保育時間・保育料の変更、保育園についても保育時間の変更に伴う運営体制の見直しや施設型給付費の変更などが生じてしまう。保育料負担額に大きな差がないにも関わらず、保育時間が大きく変わることについての不満も多いので、保育時間は統一したものに戻してほしい。<br>○保護者の保育が必要な事由に変更があった都度、認定変更の手続きが必要となり、保護者の手続きに係る負担や、認定区分の変更に伴う保育内容への影響について不安を抱く保護者も多い。また、在園児については、多くの保護者が施設を経由して書類を提出するため、マイナンバー等個人情報の管理も増えており施設の負担が増大している。<br>○保護者の就労時間による標準時間と短時間の変更が頻繁にあり、その都度支給認定証を送付しなければならず、行政サイドの事務量がかなり増加している。各施設においても保育必要量の区分ができたことで、保育時間の管理に注意をはらう必要があることや短時間の延長料金の徴収の仕方が園ごとに決められているため、保護者への説明に苦慮することもある。また、保育必要量の区分ができて、保育料も若干ではあるが差があるため、「標準時間は１１時間預けられる。」という意識が保護者に出てきて、以前と同じ就労状況であっても長く預けられる家庭が増え、朝・夕の保育士の配置人数が増え、公立保育所では、時間外勤務が増えている。<br>○支給認定証に関する事務には、毎月の変更などの事務処理に時間がかかる。また、保育必要量の区分については上記のとおり、メリットは少なく保育所側でも書類の確認や保護者への指導が負担となっている。<br>○保育必要量の認定区分（保育標準時間と保育短時間）の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。<br>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。<br>○本市では、支給認定の変更を業務都合上月１回行っているが、変更直後に保育の必要量が変わるような事象が発生した場合、約1ヶ月実態と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。<br>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増（手続き・費用等）となっているため、必要性を認める。<br>○【地域における課題】子育て世代は、就労の変動（育児休暇含む）が生じやすく、認定変更はかなり多い。時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止（1号含む）をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業所にとっても簡潔でわかりやすい制度となる。<br>○子ども・子育て支援支援制度における保育必要量区分（保育標準時間/短時間）おいては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容（標準時間/短時間）の状況把握に努めなければならなず、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合（もしくは短時間の廃止）することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考える。<br>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により（市外転居の場合は認定証が無効となるため）退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。<br>○児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。また保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には月額にさほど差が無く、制度上大きなメリットが感じられないため、標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。<br>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなされるところ、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と現実に差異が生じている。また、就労形態が多様化する昨今、保育短時間の子どもにおいて、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区別することで、国、県及び市の財政上の利益は存在しうるものの、上記の差異が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が高いことに鑑みると、当該利益を考慮してもなお当該区別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。<br>○·保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑<br>○支給認定変更手続きが想定以上の数となっている。保護者から新制度になり書類の作成、提出及び認定証返却と大変になったとの苦情が多い。また多くの施設より初めて、書類の受け渡しは施設を経由してほしくないとの意見がでている状況である。<br>○子育て世帯は家庭状況が頻繁に変動、その度に認定の変更が生じ、発生件数はかなり多い。認定変更を窓口や施設を経由して案内しており、施設へ連絡し確認するなど事務量も増加している。また広域で委託している児童については、委託先の市町村により受付の期限が異なるなど、各市町村の判断がさまざまなこともあり個々の対応が難しくなっている。施設側においても市町村とのやりとりが多く、保育に向き合う時間が減少してきていると感じている。<br>○支給認定の事由等の変更に伴うもの含めて，支給認定証の交付については必要であると考えている。しかし，支給認定証の返還については，実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く，実態として返還させることに必要性がないと感じている。保育の必要性の事由によって，当該支給認定保護者が必要とする，保育の必要量が異なることから，保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし，「就労」の場合における保育時間認定については，月の就労時間が120時間未満の場合であっても，１日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから，保育の必要性の事由が「就労」に限り，標準時間認定に統一することについては賛成である。<br>○保護者側は利用者負担額にほとんど差が無い点（差を設けようとすると短時間の保育料を大幅に引き下げなければいけないという制度設計になっている。）や、支給認定の変更手続きが必要になった点などから、何ら利益は無いと考える。事業者や本市も、保育標準時間、短時間認定状況の把握や変更に伴う事務が必要になり、負担も大きくなっている。保護者の就労方法の多様化から保育標準時間、短時間認定に区分することは、施設型給付費や利用者負担額に矛盾が生じ、困難であると考える。（例にあるように、1日の労働時間が5時間であるが，勤務時間が午後1時から6時までというケースでは標準時間認定となり、施設型給付費や利用者負担額が高くなる。）<br>○同様の事例について、高知市以外の市町村からも話を聞いている。標準時間認定と短時間認定の区分により事務負担が大幅に増加していることについては改善の必要性を感じるが、廃止することについて、公定価格などその影響も大きいことが考えられる。<br>○保育の必要量区分（標準時間・短時間）が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。また、市町村が入園調整を行っている間は、支給認定証が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。<br>○当市も提案市と同様の事例があり、事務が煩雑になっている。支給認定証、入園決定通知書、保育料決定通知書の3通を保護者に送付しているが、後者の2つがあれば事は足り、支給認定証は不要ではないかと疑問に感じることもある。<br>○当市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が国庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。 | 当省は保育短時間制度に関する事務を所管していないため、支給認定証について回答する。<br>子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。<br>支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難。<br>また、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。 |
| 22 | B　地方に対する規制緩和 | その他 | 補助対象財産の処分に対する弾力化 | 補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除 | 本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。<br>一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化（統合）に向けた取組みが喫緊の課題となっている。<br>市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年頃から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校（高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市）を統合する構想が検討され、平成29年４月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分（除却を想定）を検討していく状況にある。<br>また、市内の3小学校（東五位、千鳥丘、石堤）については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組んでおり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分（除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定）を検討していく状況にある。<br>このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱を求めたい。 | 学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。 | 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準<br><br>文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 | 総務省、文部科学省 | 高岡市 | | 旭川市、鹿角市、郡山市、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、堺市、広島市、高知県、長崎県 | ○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余儀なくされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。統合後に廃校となる予定の5つの小学校においては、廃校後の有効活用を図っていきたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、財産処分時における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。<br>○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改造等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を持続させるため、学校規模適正化や学校施設と他の公共施設の複合化・多機能化の視点などを含め公共施設の再編に取り組む必要がある。現状では、本市において、国庫補助金完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を数校想定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的に事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、処分制限期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができると規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、国庫補助が入った学校施設を補助の目的外に活用する場合は、補助金相当額を国庫納付することを原則としています。このため、各学校設置者には計画的な施設整備をお願いしているところです。<br>一方で、公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の取扱いについては、少子化に伴う既存の公共施設の有効活用を図る観点から、「補助金等適正化中央連絡会議の通知について（平成20年4月10日付け財計第1087号）」における政府全体の決定を踏まえ、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分（有償の貸与、譲渡を除く）する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱い、国庫納付を不要とするなど財産処分手続の弾力化を図っています。<br>上記のことから、国庫補助事業完了後10年未満の学校施設を他の施設に活用する場合については、原則として国庫納付が必要ですが、一定の場合には国庫納付が不要となります。<br>具体的には、大規模改造事業等実施後に10年未経過の場合であっても、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物本体と一体的に財産処分する場合や、今回御提案の学校の統合によって生じる廃校であって、当該統合について国庫補助を受けたものを公共用又は公用に供する施設へ転用する場合は、国庫納付を不要としています。また、内閣総理大臣から地方再生法の規定に基づく地方再生計画の認定を受けた場合は、各省各庁の長の承認や国庫納付を不要とするなど、既に弾力的な運用に努めているところです。御提案の内容についても、これらの制度を活用できる可能性があるため、まずはこれらの制度の活用を御検討ください。 |
| 23 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大 | 認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。 | 【制度改正の経緯】<br>町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。<br>【支障事例】<br>公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。 | 【改正の効果】<br>地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面での向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。<br>【国が進める政策との関係】<br>町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 九重町 | | | | 公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 保育標準時間及び保育短時間について<br>従来の保育制度では，保育は，保護者が必要とする範囲で利用する意識が定着していたが，子ども・子育て支援新制度では，保育標準時間及び保育短時間の区分により，時間（保育必要量）に対する対価（保育料）の概念が生じ，保育を利用する権利の意識が助長され，保育現場では，公平性の確保のため登降園の時間を厳格に管理するなど新たな負担が発生している。<br>保育必要量の区分の統一は，保護者や保育士の負担軽減と合わせ，必要な範囲で保育を利用する意識を復活させる効果も期待され，また，従来どおり保育の必要性に応じて8時間（保育短時間）の利用ができるため，保育サービスの選択肢に影響はない。<br>なお，自治体向けFAQ第13版（p.10-№21）で示されているように，1か月の就労時間が120時間未満であっても，適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることからも，保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ，再度の検討を求めるものである。<br>支給認定証について<br>教育・保育の実施には，子どもや家庭に関する情報が必要であり，現実的には，支給認定証の提示のみで教育・保育を利用することは困難である。<br>不正受給については，日々登園する子どもや送迎する保護者の確認で防止が可能であり，認定区分等に係る情報確認は，保護者においては入所承諾通知や保育料納入通知で可能であり，施設においては，利用調整の過程で別途把握しており，支給認定証の機能は限定的である。<br>一方，認定区分や保育必要量等の変更，支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の返還を求める必要があり，保護者や施設の負担となっていることから，再度の検討を求めるものである。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 | ○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。<br>このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。<br>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。<br>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。<br>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。<br>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。<br>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。 | |
| 回答を受け、当市としては、既存制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したので、今後施設の処分に向けて検討を進めたい。 | ― | 【八王子市】<br>財産処分手続は国により一定程度弾力化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、個々の団体の事情を考慮し、国庫補助完了後10年未満の公共施設についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。 | ― | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 | | |
| 現行の地方独立行政法人法第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を経営することが認められているものと認識している。<br>その上で、貴府省の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して」運営主体を民間法人（学校法人、社会福祉法人）に限定しているとのことであるが、提案の背景として、当町では民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。<br>「市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす」とあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に対して一定の責任を果たすことも可能であると考える。<br>その上で、改めて公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについて検討いただきたい。<br>また、民間法人（学校法人、社会福祉法人）に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。 | ― | ― | ― | ― | | |

# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項<br>（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果<br>（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他<br>（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第１次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 24 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大 | 地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。 | 管理番号23に同じ | 管理番号23に同じ | 地方独立行政法人法施行令第4条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 九重町 | | | | 幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加えて社会福祉法人に限られているところ。<br>地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。 |
| 27 | A　権限移譲 | 医療・福祉 | 認定こども園及び保育所の認可権限の移譲 | 都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。 | 【現状】<br>幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。<br>また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を越えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。<br>一方、平成27年4月からの子ども･子育て支援新制度において、就学前の教育･保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育･保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。<br>【支障事例】<br>A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。<br>【制度改正の必要性】<br>指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。<br>そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。<br>広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。 | 市町村が地域の実情に応じ就学前の教育･保育環境を一体的･包括的に整備することが可能となる。 | 児童福祉法第35条<br>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 福島県、秋田県 | | 北海道、徳島県、高知県、沖縄県 | ○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要望する。<br>○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。<br>○本県においても，社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに，幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事案が発生しており，施設の設置を目的とする者においては，県・市それぞれと協議する必要があるほか，県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど，事務の繁雑化の一因となっている。<br>○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。 | 保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。 |
| 142 | A　権限移譲 | 医療・福祉 | 「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲 | 「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 | 【背景】<br>「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが，他の類型の認定こども園（「幼稚園型」，「保育所型」及び「地方裁量型」）に係る「認定」権限は，都道府県に存置されている。<br>一方，施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は，いずれの類型においても市町村が有している。<br>【支障事例】<br>このことにより，中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は，都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり，煩雑である。<br>また，中核市は，「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず，例えば，年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については，市民への周知期間を十分に確保することができないことから，市民の選択の幅を狭めてしまうなど，適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。<br>また，「子ども・子育て支援新制度」が施行され，市町村は，法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し，制度の実施主体として，地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり，確保策の一つとして，認定こども園への移行について積極的に働きかけているが，中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため，認定申請手続きを進めていく中で，最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど，地域の実情に応じた確保策を進めていくには，限界があるほか，事業者の利用定員の設定に対し，直接意見を述べることができないなど，計画的な供給体制の確保に支障が生じている。 | 都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより，事業者の利便性が向上する。<br>また，中核市主体のスケジュール管理が可能となり，当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど，市民サービスの向上につながる。<br>更に，市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について，事業者に対し，より積極的に働きかけることができるほか，利用定員の設定についても，施設の設置者に直接，協力を求めることができるようになるなど，より計画的に供給体制を確保することができる。 | 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条　等 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 宇都宮市 | | 北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県 | ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。<br>○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。<br>○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続をとらなければならないため、事業者の負担感が大きい。<br>県と中核市の間で、十分な情報共有を図ってはいるものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続の中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。<br>○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。 | 幼保連携型認定型こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。 |
| 291 | A　権限移譲 | 医療・福祉 | 認定こども園（幼保連携型以外）の認定権限の中核市への移譲 | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。 | 【制度改正が必要な理由】<br>認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。<br>政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。<br>【支障事例】<br>現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。 | 幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<br>第3条、第4条、第7条、第8条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 | | 北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、沖縄県 | ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。<br>○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。<br>○本県でも同様の状況にあり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が異なるため、事業者にとって申請に係る相談先や書類の提出先などが分かりにくくなっているほか、中核市では認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。<br>○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。 | 中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。 |
| 52 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し | 幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し | 平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分（文部科学省所管）の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分（厚生労働省所管）については安心こども基金を活用することなり、事務手続きの簡素化の効果がない。<br>また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなっており、開園が遅れる危険性がある。<br>さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。 | 幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。 | ・児童福祉法第56条の4の3<br>・保育所等整備交付金交付要綱<br>・認定こども園施設整備交付金交付要綱 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 | | 旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県 | ○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、その影響で準備等の開始が遅くなってしまう。<br>○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金（厚生労働省所管）を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が薄いと考える。<br>○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、双方で交付の基準や協議書の様式が異なることにより、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。<br>○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園化にむけた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととしてる。現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されておらず、整備に着手することができない状態となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。<br>○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直すべきである。<br>○厚生労働省より「全国的に所要額の満額は交付されない」及び「所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を充てる（＝事業繰越はできない）」との連絡があった。「事業費が確保できない」及び「事業遅延が発生した場合対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心子ども基金が利用できない状態である。 | ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めてまいりたい。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 管理番号23で述べたとおり、当町においては、民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、引き続き御検討いただくとともに、安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点のうち、具体的にどのような観点で地方独立行政法人が不適当なのかお示しいただきたい。 | ― | ― | ― | ― | | |
| 地域の実情に通じた教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。<br>それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。<br>保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の待機児童数や今後の保育需要等を踏まえ計画的に整備していることからも、住民に身近な市町村において総合的、主体的な保育施策の展開が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。<br>【全国市長会】<br>手挙げ方式も含めた検討を求める。 | | |
| 事務処理特例制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが，全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中，窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり，保育の受け皿確保へと繋がることから，法令により中核市を含め，一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。 | ― | 【神奈川県】<br>幼保連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。 | ― | 【全国知事会】<br>これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。<br>それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。<br>【全国市長会】<br>指定都市への移譲については、十分に検討すること。<br>中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。 | | |
| 全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進され、保育の受け皿確保へと繋がることから、早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。<br>【全国市長会】<br>中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。 | | |
| 申請期間の確保のみならず、幼保連携認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じることのないよう、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、差異が生じないよう調整を図られたい。<br>また、予算措置についても、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの余分な事務負担を強いられることのないよう、十分な予算枠の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていただきたい。 | ― | 【栃木市】<br>・現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。<br>・上記の各補助制度においては、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象経費として認められる経費が他方の補助では対象経費として認められない等)が見られるため、これについても統一した基準としていただきたい。<br>・申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きいため、平成29年度分にあっては、早期に示していただきたい。<br>・支障事例に記載があるとおり、各補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係省庁間で調整を図っていただきたい。 | ― | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 | | |

# 文部科学省 再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 区分 | 提案区分 分野 | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 支障事例 | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 56 | B 地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 教員免許状の免許管理者の権限移譲 | 教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部（特別免許状、臨時免許状の授与）及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。（政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。） | 政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与や免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。<br>政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定（書類審査）を受けなければならないことになり、任命権と免許授与権が一元化されていないことで、非効率な部分（情報共有や事務処理で時間的ロス等）がある。<br>また、免許更新手続きについて、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等で円滑な事務処理に支障が生じている。 | 任命権（人事情報）を保有する政令指定都市教育委員会が免許授与権の一部（特別免許状・臨時免許状の授与）及び免許管理者としての権限を有することで、教職員の人事と免許の管理の一元化が可能となり、政令指定都市の実情に応じたより適正かつ円滑な教職員の任免等が実現できる。 | 教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条第2項、第3項、第9条の2、第9条の4、第10〜14条 | 文部科学省 | 岡山県 | | 北九州市 | ○特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定（書類審査）を受けなければならないことになり、免許授与に時間がかかり、教員不在の期間が生じることがある。特別免許状・臨時免許状の授与権限を市に移譲、拡大してもらうことで、授与期間を短縮し、教員不在による教育力の低下を防ぐことができる。また、市内民間企業の有用な人材に特別免許状等を授与することも可能となるため、教育分野での民間企業との連携促進等も期待できる。 | 教員免許制度は、国公私立の全学校の教員の質の保持向上を目的として、教員としての教育活動を行うために最低限必要な知識及び技能を有する者について法令等で定められた要件に基づき免許を授与する制度です。このため、自ら学校を設置するとともに、県費負担教職員制度等を通じた域内の市町村の公立学校における教育水準の維持向上を図るほか、私立学校の監督権限を有するなど都道府県内全域の公教育の水準維持向上について責任を有する都道府県教育委員会が、教員免許状を授与することとされてきたところです。<br>教員免許状は、普通免許状を基本として、普通免許状だけでは十分に対応できない特別な事情等がある際に、特別免許状や臨時免許状を授与する仕組みとなっており、これらの免許状は普通免許状を中心として一体的に運用されています。また、特別免許状や臨時免許状を授与された者が、在職年数と大学等における単位の修得により、所持する免許状を普通免許状に切り替える仕組みも設けられているなど、これらの免許状は接続関係にもあります。このため、免許状の一部を切り分けて特別免許状と臨時免許状のみを政令指定都市が授与することは適当ではありません。<br>また、免許事務の処理については、制度に関する一定の専門性が求められるとともに、その業務負担も相当量であり、免許事務の一部を政令指定都市に移譲することについては、希望しない自治体も多くあることが想定されることから、全国的に移譲することは困難であると考えられます。<br>今回の提案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条を用いた都道府県委員会の権限に属する事務の市町村教育委員会への移譲や、構造改革特別区域法第十九条の規定に基づく特別免許状の授与、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の協議等による臨時免許状授与の円滑化、都道府県教育委員会と市町村教育委員会による免許情報の共有の促進等、既存の制度の活用や運用の改善によっても、御指摘の支障事例の大部分は解消されると考えられます。<br>なお、特別免許状や臨時免許状の授与に当たっては、教育職員検定を行うこととされているため、必要かつ十分な審査を行うために必要な手続や期間については、仮に授与権者が政令指定都市に変わったとしても、大きな違いは生じることはないと考えています。 |
| 73 | A 権限移譲 | 教育・文化 | 新規学部設置認可権限の都道府県への移譲 | 公立大学・私立大学における定員100人未満の新規学部設置認可権限を都道府県に移譲及び大学設置基準に定める基準校舎面積の緩和 | 東京一極集中を是正するため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学者は3494人（H27卒）であるのに対し、県内大学等の定員数は2565人（H28年度）であり、かつ、定員充足率が100%を超えていることから、学生の県内進学希望を充足できていない。<br>従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は文部科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な人口減少対策が実行できない。<br>また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面積を確保することが難しかったため、設置を断念した事例があった。 | 本提案は、大学の認可を受けた設置基準に抵触しない程度の学部の新設については、地方の実情に応じ、各地方自治体の権限において認可できるよう、権限の移譲を求めるものである。<br>都道府県が認可主体となることにより、認可決定に際しては、人口減少対策やまちづくり等の地域固有の事情を考慮するなど、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能になる。<br>また、国との事前の調整が不要となり、迅速な認可手続きが可能となる。<br>なお、統一的な認可基準を国において定め、その運用にあたってはこれまで審議会等で学部設置認可に携わり、一定の知見を有する人材を地方に派遣することにより、大学の質は担保される。 | 学校教育法第4条、第95条<br>私立学校法第4条、第8条、大学設置基準 | 文部科学省 | 福井県 | | | | 大学設置基準は、大学・学部として普遍的に求められる最低限の要件であるとともに、当該基準を満たしているか否かの審査には、定量的な基準だけでなく、①各専門分野における教育課程の体系性や個々の授業科目の内容など高度の専門的な知識・経験に基づく判断が必要な定性的な基準も必要であること、また、②当該定性的な基準の運用にあたっては地域によって異なる運用がなされることのないよう、厳正・公平な審査を保証することが必要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に審査を行うとともに、国全体の立場から、その数、規模、配置等について妥当な状態を確保し、我が国の大学の社会的・国際的な通用性を担保することが必要です。このため、地方に派遣された「一定の知見を有する人材」による審査では、これらの目的（特に②）を達成することができず、設置認可権限を移譲することは困難です。<br>なお、「大学の認可を受けた設置基準に抵触しない程度の学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、大学が授与する学位の種類及び分野に変更が無い範囲での学部の設置に関しては、文部科学大臣に対して届け出ることにより設置が可能であり、大学の自主的な判断により、機動的な組織改編が可能です。 |
| 122 | A 権限移譲 | 医療・福祉 | 認定こども園に関する情報提供等の権限移譲 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。 | 認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。<br>変更届の受理（第29条）や運営状況報告（第30条）は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。<br>そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。<br>例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うこととなってしまう。 | 認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<br>第28条、第29条、第30条 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合 | | 北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県 | ○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。<br>○認可権限と合っておらず、事業者にとってわかりにくく、自治体の事務も繁雑になっている。<br>○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかたちにすることは、業務の効率化につながると考える。 | 情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。 |
| 143 | A 権限移譲 | 医療・福祉 | 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲 | 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 | 【背景】<br>国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において，「処遇改善等加算の加算率の認定は，その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で，都道府県知事が行うこと」とされているが，「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年４月）前は，当該認定に関する権限についても，中核市が有していた。<br>【支障事例】<br>当該権限が都道府県に移行したことにより，新制度施行前と比較し，加算率の認定までに，相対的に多くの期間を要している状況であり，年度当初から加算率の認定までの期間は，概算による給付で対応している中，概算給付とせざるを得ない期間が，以前よりも長期化している。<br>施設・事業所の中には，概算給付の期間中は，保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり，当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。<br>なお，市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても，認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。 | 都道府県のスケジュールに左右されることなく，認定までの作業を進めることができるため，現在よりも数か月程度，概算給付の期間を短縮できる。その結果，施設・事業所が保育士等に対し，より早期から本来の賃金を支払うことができる。 | ・子ども・子育て支援法第27条〜第30条<br>・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号） | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 宇都宮市 | | 秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市 | ○申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。<br>○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。<br>○新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。<br>○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度（平成27年4月）前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。<br>指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。<br>○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。<br>県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。<br>政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。<br>よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。<br>○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案市同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。 | 処遇改善等加算の認定については，①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては，市町村を超えて職員を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し，都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは，子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りした上で、対応を検討させていただきたい。 |
| 149 | B 地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知）及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について | 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知）及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知）に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠（地方創生枠）100名」の推薦については、日本学生支援機構の在学採用に限り適用されているが、予約採用についても適用をお願いするもの。 | ・本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、同奨学金に準拠した県単独の奨学金制度（香川県大学生等奨学金制度）を平成23年度に創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。<br>・また、左記要綱等に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も昨年度導入し、今年度の大学進学者等から実施している。<br>・今回新たに設定された日本学生支援機構の無利子奨学金に係る地方創生枠（100名）は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、日本学生支援機構の予約採用（申込期限：7月中旬）の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者の仮選考を行うこととし、この選考から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。<br>・ただし、県の仮選考時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができないため、予約採用に係る成績要件や所得要件で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学前に在学採用に係る成績要件と所得要件の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。<br>・さらに、県が仮選考により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県が仮選考により推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。 | ・予約採用が適用されれば、予約採用時点での県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確実なものとなり、大学入学後にならなければ奨学金を借りれるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。<br>・また、在学採用に係る成績要件や所得要件の確認等をする必要が無くなり、利用者に対する負担が少なくなる。 | ・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知）<br>・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知） | 総務省、文部科学省 | 香川県 | | | | 現在、（地方創生枠ではない）通常の在学採用においては貸与基準を満たす希望者の全員を採用できている一方、予約採用においては貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象とはなっていない者（残存適格者）が存在します。<br>地方創生枠については、無利子奨学金の優先枠として設けているものですが、仮に予約採用においても地方創生枠を創設すると、当該残存適格者が現に存在する中で、残存適格者よりも年収の高い地方創生枠による採用者が存在する場合があり、それにより予約採用枠が圧迫され、残存適格者がさらに増加するおそれがあります。<br>文部科学省としては、まずは残存適格者の解消が優先と考えているため、御提案の内容を即座に実現することは困難です。<br>なお、地方創生枠の対象者が、進学後に無利子奨学金の貸与基準を満たしていなかったことが判明し、無利子奨学金の貸与を受けられないという事態が発生しないよう、地方公共団体においてもしっかりと確認を行っていただきたいと考えております（そのための対応については、実態を把握した上で個別に相談に乗ることも可能です）。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 特別免許状、臨時免許状と普通免許状が接続関係にあるとはいえ、特別免許状、臨時免許状から普通免許状を取得する件数は、特別免許状、臨時免許状の授与件数と比べるとごくわずかであり、内容確認等の検定事務についても、大きな支障はないことから、権限の授与は可能と考える。<br>免許事務の処理について、専門性が求められ、かつ業務負担も相当量であることについては、御意見のとおりだが、今回の移譲先が、都道府県から多くの事務権限の移譲を受け、行政を行っている政令指定都市であることを考えると、大きな支障はないと考える。<br>しかしながら、御意見のとおり、既存の制度の活用や運用改善の検討、また、受け手側の政令指定都市の意向を考慮することも必要であると考える。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>免許授与権の一部のみを移譲することについては、一体的に運用されてきた教員免許制度の趣旨に反すること、また、移譲に伴う免許管理システムの構築や事務要員の増員にかかる費用対効果の検証が必要であることから、慎重に検討すべきである。 | | |
| ・学位の分野等に変更が無い範囲での学部の設置に関しては、文部科学大臣への届出により可能とされているが、実態としては学位の分野を判断する大学設置分科会との協議に時間を要することから、認可申請を前提とした準備が必要となっている。大学設置基準に基づく一元的な審査・運用という国の目的の実現を達成しつつ、迅速な手続きが行われるよう、審査会委員の増員や審査会自体の地方移転の実施など、工夫をお願いしたい。<br>・なお、大学設置基準別表1のハ（面積基準）など、場所・時間・環境等の定量的基準については、地域による弾力的な運用を認めていただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>検討にあたっては、大学教育の質保証への配慮が必要である。また、その上で、関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 | | |
| 第28条（情報の提供）、第30条（運営状況の報告）についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なっているため、業務効率化の観点から、第29条の変更届と併せての移譲を検討いただきたい。 | ― | 【福島県】<br>認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。 | ― | 【全国知事会】<br>提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにするべきである。<br>【全国市長会】<br>第28条（情報提供）に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。<br>第29条（変更届の受理）及び第30条（運営状況報告の徴収）に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。 | | |
| 申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きいため、平成29年度分にあっては、早期に示していただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。<br>中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。 | 〇子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。<br>〇また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。 | |
| この制度は、国の通知によると、地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、地方公共団体が地域の実情に応じ支援対象者の要件を決定し、地方創生枠への推薦を行うものであるとともに、地方創生枠は特別枠として設けられ、無利子奨学金の貸与基準を満たす者を優先的に採用するとされていることから、制度の趣旨によれば、地方創生枠の推薦を一律に年収基準により行うことは不可能であり、残存適格者の中で、より年収の高い地方創生枠の対象者が存在する場合があっても当然に許容されるものと考えます。<br>頂いた回答では、在学採用は残存適格者が存在しないからという理由で地方創生枠の適用を行っているようですが、地方創生枠を「特別枠」として設定するのであれば、在学採用枠はもとより、予約採用枠の中ではなく、別枠で確保するのが本来の制度の趣旨ではないでしょうか。（別枠で設定すれば、残存適格者の圧迫にはつながらないものと考えております。）また、予約採用の残存適格者は、在学採用の対象となることで、残存適格者は解消されているのではないでしょうか。 | ― | ― | ― | ― | | |

# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 177 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化 | 幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。 | 【再提案理由】<br>平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している（H26.10→H27.10 2,131人増）。このようななか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について 」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。<br>【支障事例】<br>認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。<br>本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所（公園等）が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準（①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供）の確実な担保が困難であった。 | 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。<br>園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 | | | | 幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。<br>園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。<br>また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであるとともに、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できなくなるおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「ニッポン一億総活躍プラン」と齟齬を来す可能性もある。 |
| 178 | B　地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 | 幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。 | 【現状】<br>都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。<br>【支障事例】<br>①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。<br>②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1<br>また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。 | 3階建ての建物はあまり好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置できることによって、施設整備が促進する。 | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日　内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号） | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 | | | | 幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。<br>3歳以上の園児の保育室の設置階についても、そういった観点（3階以上だと園庭が身近な環境とならない）により、幼稚園と同様に2階以下としている。<br>保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては　上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。<br>幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を満たしていただきたい。 |
| 183 | B　地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し | 高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるよう手続きを見直すこと。<br>具体的には、7月に収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで当該年度の4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。 | 【現状】<br>高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければ当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等を提出させ、4月～6月分の受給資格認定を行い、さらに、「7月末を目途として都道府県の定める提出期限」までに改めて当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出させ、7月から翌年6月までの受給資格を認定している。なお、マイナンバー制度が導入されれば、課税証明書の添付は省略できるが、受給資格認定を行うための収入状況届出は必要となる。<br>【支障事例】<br>現行の制度では4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が重い負担となっている。<br>また、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、心苦しいといった意見もある。 | 新入生の資格認定について、前年の所得が確定する時点で4～6月分を遡及し認定することを可能とすることで、同年度内の二度の申請、認定にかかる作業を一度に行うことができるようになり、保護者にとっては申請手続きが、行政にとっては4月に行う審査事務の負担が軽減される。 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項<br><br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 | 文部科学省 | 兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市 | | 北海道、岩手県、埼玉県、静岡県、名古屋市、奈良県、愛媛県、大牟田市、沖縄県 | ○本市においても同様の状況にあり、市立高校14校において4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が学校現場にとって重い負担となっている。また、新1年生の保護者からも4月に認定申請書を提出した後、2ヶ月たたないうちに、収入状況届の提出を求められる事となるため、制度に対する疑問や戸惑いがある事が見受けられる。<br>○1学年については、4月期から6月期までの資格審査のため入学年度の前年度発行の課税証明書等の提出を求め、7月期から翌年6月期までの資格審査のため入学年度発行の課税証明書等の提出を求めている。そのため、1学年の生徒・保護者は、年2回（4月当初と7月以降）、課税証明書等を提出する必要がある。本県の1学年の受給申請数は、約40，000件であり、1年に2度の資格審査は、事務が煩雑である。申請者にとっても、年2回、市町村から課税証明書の交付を受ける必要があり、申請手続きが煩雑である。<br>○新入生については、4月に申請・認定を行い、7月にもう一度同じ手続きを行う必要がある。保護者にとっては入学時に多様な書類提出があるため負担が大きく、不備・遅延が起こりやすい。また、4月の窓口が混雑している時期の課税証明書の発行や、資格認定作業は、行政にとって負担となっている。同年度内2度の申請・認定作業を1度にすることで、繁忙期の保護者と行政の負担を軽減することができる。<br>○認定が複数回あることにより、授業料徴収事務に一部混乱が生じており、保護者の申請等の手続きに係る負担軽減の観点からも所得確認の回数を減らすことにより手続きの簡素化を図る必要がある。また、遡及して認定ができるのであれば、保護者及び行政側の両者にとって大幅な負担軽減が期待できる。<br>○ 提案県同様、1年生は同年度に二度申請、認定していることから、県、私立高等学校等、保護者の負担となっている。また、4月の入学当初に申請書類を提出させるには、合格者説明会等で制度の周知、申請書等の書類配布を行う必要があるが、入学時に必要なその他各種書類も配布する必要があるため、保護者等へ就学支援金制度の周知徹底を行うことは負担が大きい。なお、学校の事務担当者においても、異動してきたばかりの者が制度を十分に理解することなく申請書等の書類確認作業に当たることとなるため、誤認定を誘発しやすいことが考えられるが、4月から6月にかけて、保護者及び学校、教育委員会事務担当者に制度の周知を図り、7月に書類を提出させることで双方の負担を減少し、ミスの防止につながる。 | 高等学校等就学支援金の受給資格認定の申請の意思表示がされていない申請日以前に遡って受給資格を認定し、就学支援金を支給することは、やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合に限られているところ、「やむを得ない理由」とは、災害や病気など物理的に申請ができなかった場合や学校が申請書の配布を怠っている等、事実上申請ができなかった場合など帰責性のない受給権者を救済する趣旨であり、御提案のような事務負担軽減の趣旨を「やむを得ない理由」に含めることは、困難です。<br>なお、所得確認作業における生徒・保護者等、学校、都道府県の負担軽減のため、マイナンバー制度の導入に併せて、マイナンバーの利用により地方税情報を取得できる場合に収入状況届出書の提出を不要とすることの可否を含めて、事務負担の軽減策を検討中です（平成29年7月までに検討予定）。 |
| 224 | B　地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和 | 6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するため、高等学校学習指導要領に記載する専門学科における「専門学科・科目の履修条件」を緩和し、「専門教科・科目の履修と同様の成果又は社会の発展に資する相乗効果が期待できる場合」との表現にすること。 | 高等学校学習指導要領には、「商業に関する学科以外の専門学科においては，各学科の目標を達成する上で，専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により，専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる」とされ、その判断は学校長に委ねられているが、具体的な事例が列挙されていないことから、学校長が判断することができない状況であり、地域の実情に応じた6次産業化教育を推進する上で、農工商科目を融合した柔軟な教育課程が編成しにくい。<br>（例）<br>6次産業化人材育成のため、農業科の生徒が工業の専門科目を履修した場合、「専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合」との判断が難しい。 | 従来の農工商専門学科の枠を越え，地域資源を活かした6次産業化専門教育の推進により，地域活性化を担う実践力を備えた人材の育成が図れ，地方創生の原動力となる。 | 学校教育法施行規則(第83条,第84条，第85条，第85条の2)<br><br>学習指導要領(第2款1，第3款2(1)) | 文部科学省 | 徳島県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 | | | | 現行学習指導要領においては、一定の条件の下で、柔軟な教育課程の編成が認められているところであり、御提案の内容についても現行学習指導要領の下で対応可能と考えられます。<br>具体的には、「専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」となっており、いずれの専門学科であっても、当該学科の目的に応じて、農業や工業や商業の科目を単位数に含めることが可能です。<br>御要望にあるような、6次産業化教育を推進するために、農業科において、工業に関する科目を履修させることも可能です。ただし、教育課程を編成するにあたっては、当該学科を設置している本来の目的や育成する人材像と履修する教科・科目の目標・内容との間に齟齬が生じないよう、十分留意の上、適切な対応が求められます。<br>なお、高等学校学習指導要領第1章総則第3款　２　（1）「・・・商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる」の「専門教科・科目以外の各教科・科目」とは、共通教科・科目のことを指しています。<br>さらに、現行学習指導要領の趣旨や内容等については、文部科学省主催の高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会等の機会を活用して、周知徹底を図っているところであり、引き続き円滑な実施に向けて広報・周知活動を行ってまいります。また、教育課程の編成については、不明な点等があれば適宜、学校設置者等からの電話相談等にも応じています。 |
| 227 | B　地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 子宮頸がんワクチン接種による健康被害者の高等学校における進級及び卒業に対する救済措置について | 子宮頸がんワクチン接種による健康被害者の高等学校登校日数不足による進級及び卒業不可への救済措置又は柔軟な対応を求める。すでに文部科学省から通知されているところであるが、被害状況が顕在化したことも踏まえ、改めて、適切な対応を行うよう文科省から重ねて通知するよう求める。 | 本町では、子宮頸がんワクチンを接種した10代女性2人が、歩行困難や低血圧といった症状を訴え、病院でワクチン接種の副作用の疑いが強いとの診断を受け、いずれも日常生活に支障が出ており、1人は高校にも登校できない日も多く、登校日数の影響で高校卒業ができず自主退学を強いられた。<br>このように、健常なら高校卒業できるはずであったにもかかわらず、ワクチン接種による健康被害の影響による退学は、自己責任外であることから、国の責任において高校卒業できるような柔軟な対応を望む。<br>具体的には、高等学校の進級、卒業等の基準については、各学校の教育課程に基づき、各校で定めているが、学校教育法施行規則第54条、第104条及び平成25年9月3日文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について」により、当該生徒に対し個別の指導計画を作成しきめ細かい指導を行い、単位取得においては、出席日数のみの判断ではなく、一部の単位を減じる対応や、レポート等の提出により単位取得できる等、柔軟な対応を望む。ついては、被害状況が顕在化したことも踏まえ、改めて、適切な対応を行うよう文科省から重ねて通知するよう求める。 | 同級生と一緒に進級・卒業することは、誰もが抱く願いである。進級・卒業の基準を健常者と同じの基準に当てはめるのではなく、健康被害者の身体及び精神状況に応じた基準を適用することにより、同級生と進級・卒業が可能になり、健康被害者の精神的な安定、学習意欲の向上、社会的地位の確立及び人権擁護が達成される。 | ・学校教育法施行規則54条、104条<br>・平成25年9月3日文部科学省通知「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への対応について」 | 文部科学省 | 南部町、身延町 | H28.3.30付　山梨日日新聞<br>H28.3.31付　山梨日日新聞 | 長野市、愛媛県 | ○本市においても子宮頸がんワクチン接種後、頭痛、筋力低下、うつ症状等により登校できないといったケースが4件あった。留年を余儀なくされたケース、レポート等により単位取得ができ進級、卒業できたケース等、学校により対応に差がある。また、教諭により本件に対する理解に差があり、理解のない教諭からの言葉に傷つき悩むケースもある。改めて学校に対し文部省から適切な対応について通知していただきたい。<br>○本県においても、子宮頸がんワクチン接種に関連する症状により、教育活動に影響を受けた事案があるめ、こうした生徒の進級や卒業等に対する配慮は必要と考える。 | ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた生徒等への対応については、御提案にある平成25年9月3日付けの通知に加えて、平成27年9月30日付での通知も発出したところ。<br>具体的には、①都道府県の衛生部局及び教育部局に1箇所ずつ医療、生活、教育等多岐にわたる相談を一元的に受け付け、個別の状況に応じて柔軟に対応することを目的とした相談窓口の設置すること、②教育部局に設置する相談窓口は、教育に関する事項に対応することとするが、内容によって衛生部局と密に連携をとって柔軟に対応すること。特に、通学、学習、進級・進学に関する相談等に対して、個々の事情に応じて所属学校に連絡をとる等により、指導・助言に努めること等について通知しています。（平成27年9月30日付27文科ス第419号通知「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について」）<br>なお、御提案にあるような「柔軟な対応」に関しては、平成27年4月に学校教育法施行規則の改正を行い、同規則第86条の規定に基づき、高等学校において、療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程（通信の方法を用いた教育による単位認定等）を編成することが可能となる制度や、同規則第131条第1項の規定に基づき特別支援学校において実施されている訪問教育制度もあり、現在の制度下においても一定程度柔軟な対応は可能となっています。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわば全ての園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。<br>しかし、実態として全ての園児が園庭を一斉に利用するケースはほとんど無く、あったとしても臨時的に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさず学びを確保できるのではないかと考えている。<br>また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を変えるものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均衡を失っている。<br>一億総活躍社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるように見直すべきである。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。<br>【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。<br>なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。 | ＜総論＞<br>○教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。<br>○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。<br>＜園庭基準について＞<br>○国が教育的な観点から必要な面積を維持しようとするあまり周辺環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を整備せざるを得なくなったり、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に問題ではないか。<br>○幼稚園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。<br>併せて、ヒアリングの場において、「現行の幼稚園設置基準における運動場の面積基準は直線で25mを確保できる最低限度の基準である」旨の説明があったが、例えば、幼保連携型認定こども園の園庭を地上と屋上に分けて設けた場合、1つの園庭では直線で25mを確保できない場合もある。この場合にも教育的な観点が維持できる理由を、具体的に明示していただきたい。<br>○提案団体の事例では、新たな認定こども園で3学級を編制するため、基準上は400㎡とされているが、実際には350㎡しか確保できていない。この場合、運用により一度に園庭で活動する人数を1学級までとし、園庭の利用頻度を十分に配慮すれば、児童一人当たり面積が最大であるケース（学級編制が1学級のみの場合、面積基準は330㎡であり、1人当たり10㎡弱となる）さえも上回ることとなり、教育上の支障は生じないのではないか。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。<br>○小学校設置基準では、校庭の面積基準について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とされており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないか。 | |
| 園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たせているか」という点にあるものと考える。<br>保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の範囲内に必ずしも設置する必要はないと考えている。<br>また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として3階以上に設置することが認められていないが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものと考える。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。<br>なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。 | ＜総論＞<br>○教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。<br>○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。<br>＜保育室の設置階について＞<br>○教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないか。<br>○職員配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した避難が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて避難することは大変困難であり、3歳児以上の避難と比較して安全とは言い切れないと考えられるが、この場合の乳幼児の避難誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。<br>○満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。<br>○児童の避難や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないか。<br>○例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合では、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、避難導線の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないか。 | |
| 本件提案は、現在、新入生の受給資格認定は、4月と7月の2回行う必要があるが、当該年の7月に申請することにより、当該年度の4～6月分を併せて1回で受給資格認定ができるよう求めるものである。<br>保護者にとっては、4月と7月に同様の申請行為を行わなければならないという手間と課税証明書発行手数料の軽減に繋がる。また学校現場でも、3ヶ月間に2度にわたる申請書の提出依頼、未提出者への督促、書類不備のチェック等、就学支援金に係る事務作業が重なり、重い負担となっている。<br>本件提案がそのまま認められないとしても、地方自治体の判断により、入学年度の申請時において「収入状況確認書類の事後提出申出書」（仮称）を申請者から4月に提出させることにより、7月に認定を行うことを可能としていただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>生徒・保護者等の申請・届出及び課税証明書等取得に係る負担増加、一時的とは言え学校法人や保護者に授業料負担が生じるおそれや事務の集中による事務負担の増加など、その利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて検討したうえで適宜見直しを行うこと。<br>【全国市長会】<br>提案団体の意見を十分に尊重されたい。 | | |
| 現行学習指導要領において、従来から専門学科の教育課程を編成するにあたり、専門教科に対応する専門科目を25単位以上含めることを前提に編成してきたところ。例えば、農業科の教育課程を編成する上で、第2款の3の表に上げられている農業の科目から25単位以上を含めなければならないとの認識から教育課程の編成を行ってきた。今後は貴省回答を参考とし、地方創生の原動力となる地域を担う人材育成のためにも、農工商教育を融合し、6次産業化に対応した教育の推進が必要であり、専門学科の教育課程の編成において、同一教科25単位以上に制限されることなく、目的に応じ、農業科目、工業科目、商業科目等を含め、専門科目25単位以上とした教育課程へ編成して参りたい。ついては、改めて、この取り扱いについての明確化及び周知をお願いしたい。 | ― | ― | ― | 【全国知事会】<br>専門科目の履修基準を緩和することにより専門性が薄れることへの懸念に配慮する必要がある。<br>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。<br>【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。<br>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 | | |
| 副作用により健康被害を受けている生徒が通っている県内の公立高校の校長に、保護者から対応をお願いした経緯がありますが、部活動の関係や教員がいないので対応できないと断られたという事例があります。<br>また、本町で事実関係を把握していませんが、保護者が調べた限り、県内の公立高校で、補充授業を行ったり、レポート提出により単位認定をしている学校は無いという声もあります。<br>さらに、県外の公立高校に町内から通学していた生徒は、健康被害により登校日数が足りず、卒業できなかったため自主退学となりました。<br>貴省から通知が発出されていることは承知していますが、各学校において通知や貴省回答にある対応が徹底されるよう、改めて周知していただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。<br>なお、所管省からの回答が、「既に通知において具体的な対応を示している」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 | | |

# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 275 | B　地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和 | 学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準（文部科学省令第14号）第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等（以下「学童保育所等」という。）を設置することができる」旨規定し、学校と学童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。 | 【提案の背景】<br>国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。<br>【支障事例】<br>学校の敷地内に学童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、学童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。<br>なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁（八王子市長）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者（八王子市長）の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的の施設であることから、敷地分割をして接道を付けるように対応しているのが現状である。 | 学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に学童保育所の円滑な整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場所の充実が図られる。 | 学校設置基準（文部科学省令第14号）第10条 | 文部科学省、厚生労働省、国土交通省 | 八王子市 | | 旭川市、柏市、相模原市、厚木市、長野市、東海市 | ○学童保育の利用者は，同じ学校の児童であり，学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があると，設置場所などで学校や教育委員会との調整に難航することも多く，要件が緩和されれば施設整備が進めやすくなる効果が期待される。<br>○学校内の余裕教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設置して、受入児童数の拡大を図っているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所に設置するための選択肢を増やすためにも要件緩和を求める。<br>○本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の煽りを受け、余裕教室減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの単独施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。 | **【文部科学省 回答】**<br>建築基準法において、用途上可分と解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。<br>また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。（小学校設置基準第一条第二項）<br>ご提案の小学校設置基準第十条についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。<br><br>**【参考：国土交通省 回答】**<br>学校と学童保育所等が用途上可分か不可分かの判断については、小学校等設置基準に学童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。なお、用途上可分と判断された場合でも、<br>・建築基準法第86条に基づく一団地として、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該一団地をこれらの建築物の一の敷地としてみなした場合<br>・建築基準法第43条ただし書の規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合<br>については、建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要はなく、建築することが可能である。 |
| 153 | B　地方に対する規制緩和 | その他 | マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大） | マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する（特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする） | 【制度の概要】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報（情報提供者含む）が規定されている。<br>しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。<br><br>【支障事例】<br>特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二37の項）。<br>当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）。<br>しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。 | 生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項<br><br>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 | 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省 | 京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | | 北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県 | ○提案団体同様，当該事務の申請に当たっては，生活保護受給者は，それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが，今後，添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合，市町村から入手できる特定個人情報は，地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二37の項）。<br>生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合，現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり，住民サービスの十分な向上が期待できない。<br>○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。<br>経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。<br>○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。 | ご承知のとおり、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条等に基づく、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、情報連携により提供できる特定個人情報は、番号法第19条第7号（別表第二 37の項）により、地方税関係情報又は住民票関係情報とされています。<br>今回は、地方公共団体において、行政コスト、行政効率の観点を踏まえた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて、必要な対応を検討することしたい。 |
| 155 | B　地方に対する規制緩和 | その他 | マイナンバー制度における情報連携（庁外連携）に関する要件緩和（独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大） | マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携（庁外連携）に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。 | 【制度の概要】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報（情報提供者含む）が規定されている。<br>法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務（独自利用事務）についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携（庁外連携）を行うこともできる。<br>その上で、情報連携（庁外連携）に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。<br>1　事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一<br>2　事務に類似性が認められる<br>3　情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内<br><br>【支障事例】<br>法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。<br>本府における上記事務に準ずる独自利用事務（高等学校就学支援金の上乗せ補助）においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている（府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる）。 | 生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 | 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省 | 京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | | 北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県 | ○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。<br>○就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。<br>○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。<br>○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。<br>○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。<br>マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。<br>○具体的な支障事例は以下のとおりである。<br>〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。<br>〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。 | 高等学校等就学支援金の受給資格の認定に当たって、運用上生活保護受給証明書は保護者等の課税額を証明する書類として課税証明書の代替として使用することができるとしているものであり、マイナンバーの利用により地方税情報を収集できる場合に生活保護関係情報は不要となっています。このため、特定の事務に必要な範囲に限って特定個人情報の利用を可能とするマイナンバー制度上、別表第二の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において生活保護情報を追記することはできないと考えます。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係省庁との調整が必要となるものと考えています。 |
| 297 | B　地方に対する規制緩和 | その他 | マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し | 地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務（独自利用事務）が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。<br>そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合（どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等）は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。 | 【支障事例】<br>独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。<br>具体的な支障事例1<br>〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務；市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。<br>〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務；市町村民税所得割額が必要<br>具体的な支障事例2<br>〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務；市町村民税所得割額が照会項目となっている。<br>〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免；総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要 | 【効果】<br>所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。<br>情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号） | 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省 | 九州地方知事会 | 大分県提案分 | 豊田市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大村市、大分県 | ○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。<br>〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務：総所得金額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額<br>〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象（本人該当区分）が必要。<br>〔準ずる法定事務〕児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務：市町村民税所得割額<br>〔独自利用事務〕こどもの医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。<br>〔準ずる法定事務〕児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務：総所得金額、控除額、扶養状況<br>〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。<br>○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。<br>〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務；市町村民税所得割額しか照会できない。<br>〔独自利用事務〕就学援助事務：所得金額，配偶者控除の有無，扶養人数が必要。<br>○具体的な支障事例は以下のとおりである。<br>〔準ずる法定事務〕難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務：市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目<br>〔独自利用事務〕特定不妊治療費の助成に関する事務：総所得額、諸控除（例：医療費控除、障害者控除）等が必要<br>○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。 | 高等学校等就学支援金事務において、総所得額、控除額、市町村民税均等割額の情報は不要であることから、マイナンバー制度上別表第二の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、総所得額、控除額、市町村民税均等割額の情報を追記することはできないと考えます。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係省庁との調整が必要となるものと考えています。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| ・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校庭を供給していることにすぎず、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法39条第2項の学童保育所においても、各特定行政庁で上記と同等に判断していることが一般的である。<br>・法第86条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。<br>・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地（グラウンド）を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な一施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることからも建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。<br>以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。 | 有 | ― | ― | 【全国市長会】<br>所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 | | |
| 本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。<br>申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。<br>また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就修学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。 | ― | 【北海道】<br>北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携（情報照会）を平成30年４月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。 | ― | 【全国市長会】<br>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 | ○　第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。 | |
| 独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。<br>また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。<br>なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされておりますが、生活保護関係情報を入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 | ○　上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。 | |
| 個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。<br>特定個人情報毎の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。<br>番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内での違いであると考えており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。<br>独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 | ○　上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。<br><br>○　医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、こども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。 | |

# 文部科学省　再検討要請

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項（事項名） | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他（特記事項） | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ | | 各府省からの第1次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 196 | B　地方に対する規制緩和 | 教育・文化 | 奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大 | 日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2　106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等（当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る）」を追加すること。（貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。） | 【現状】<br>平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。<br>【支障事例】<br>当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。<br>しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。 | 公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>別表第2　106項 | 内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省 | 兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合 | | 北海道、長崎県、大分県、沖縄県 | ○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。<br>○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。<br>　よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。<br>○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。 | 　公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務を行うものではないため、別表第二の百六項に追加することはできないと考えます。その上で、公益財団法人がマイナンバー情報を利用可能となるよう制度改正することについては、関係省庁との調整が必要となるものと考えています。 |
| 134 | B　地方に対する規制緩和 | 土地利用（農地除く） | 半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止 | 都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。 | 【現状】<br>半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。<br>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。<br><br>【具体的な支障事例】<br>半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している） | 同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。 | 半島振興法第3条第1項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 山口県、中国地方知事会 | | 北海道、長崎県 | ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。）<br>○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。<br>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。） | 　貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。<br>　半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。<br>　半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。<br>　貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。<br>　なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。 |
| 302 | B　地方に対する規制緩和 | 土地利用（農地除く） | 半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止 | 都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。 | 【現状】<br>半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。<br>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。<br><br>【具体的な支障事例】<br>半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している） | 同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。 | 半島振興法第3条第1項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 九州地方知事会 | 山口県提案分 | 北海道 | ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前協議を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。）<br>○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。） | 　貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。<br>　半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。<br>　半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。<br>　貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。<br>　なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。 |
| 135 | B　地方に対する規制緩和 | 土地利用（農地除く） | 離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止 | 都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。 | 【現状】<br>離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。<br>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。<br><br>【具体的な支障事例】<br>離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している） | 事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。 | 離島振興法第4条第10項、第11項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 山口県、中国地方知事会 | | 北海道、長崎県 | ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。）<br>○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。<br>○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。） | 　離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。<br>　離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。<br>　本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。<br>　もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。<br>　こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。 |
| 303 | B　地方に対する規制緩和 | 土地利用（農地除く） | 離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止 | 都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。 | 【現状】<br>離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。<br>なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。<br><br>【具体的な支障事例】<br>離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している） | 事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。 | 離島振興法第4条第10項、第11項 | 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 九州地方知事会 | 山口県提案分 | 北海道 | ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。）<br>○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。） | 　離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。<br>　離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。<br>　本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。<br>　もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。<br>　こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。 |

| 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 | | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 | 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項） | 各府省からの第2次回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 見解 | 補足資料 | 見解 | 補足資料 | | | |
| 本県は、（公財）兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。<br>そもそも、当該奨学金事務は（独法）日本学生支援機構（旧日本育英会）から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、（公財）兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。<br>それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。<br>なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。 | ― | ― | ― | 【全国市長会】<br>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。 | ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。<br><br>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なのではないか。また、公益財団法人について一般的にではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないか。<br>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。 | |
| 半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知（「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（平成27年4月1日付け））に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。<br>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。<br>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。 | ― | 【北海道】<br>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。 | ― | ― | | |
| 半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知（「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（平成27年4月1日付け））に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。<br>地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。<br>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。 | ― | 【北海道】<br>現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。 | ― | ― | | |
| 平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。<br>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。<br>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。<br>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。 | ― | 【北海道】<br>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。 | ― | ― | | |
| 平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。<br>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。<br>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。<br>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。 | ― | 【北海道】<br>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。 | ― | ― | | |